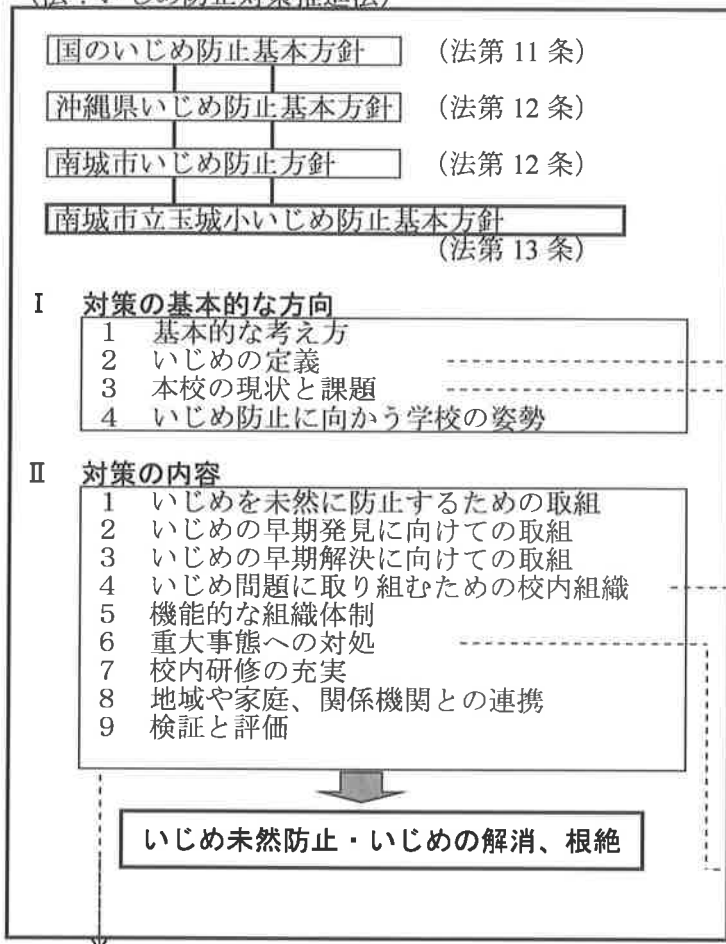


8 いじめ防止対策

玉城小学校 いじめ防止基本方針 全体図

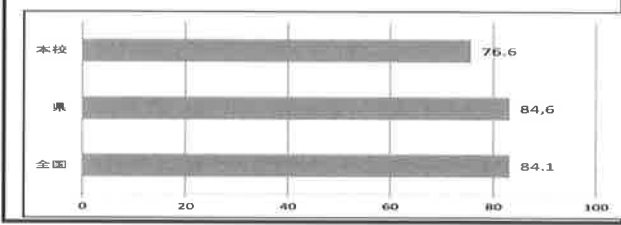
(法：いじめ防止対策推進法)



いじめの定義 (法第2条)
 「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等との一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

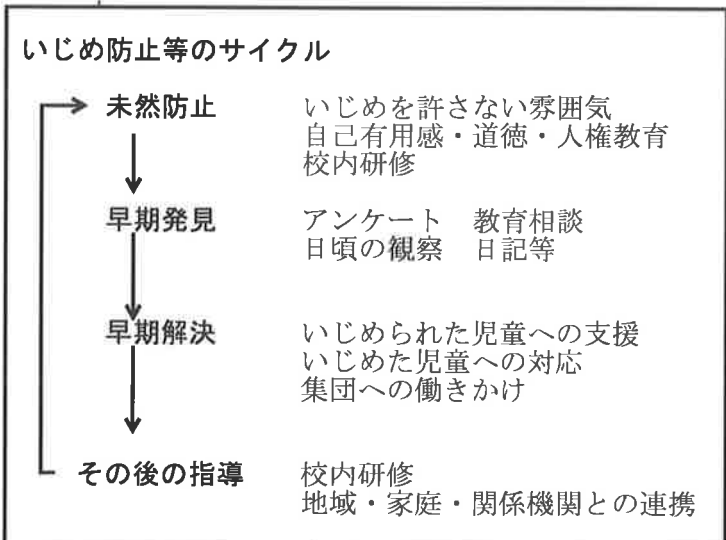
いじめの禁止 (法第4条)
 「児童等は、いじめを行ってはならない。」

本校児童の実態 (R3全国学力・学習状況調査結果より)
 本校児童は、「どんな理由があってもいじめはいけないことだと思う」割合は全国、県よりも低い。(R3、5月 6年生対象に実施)

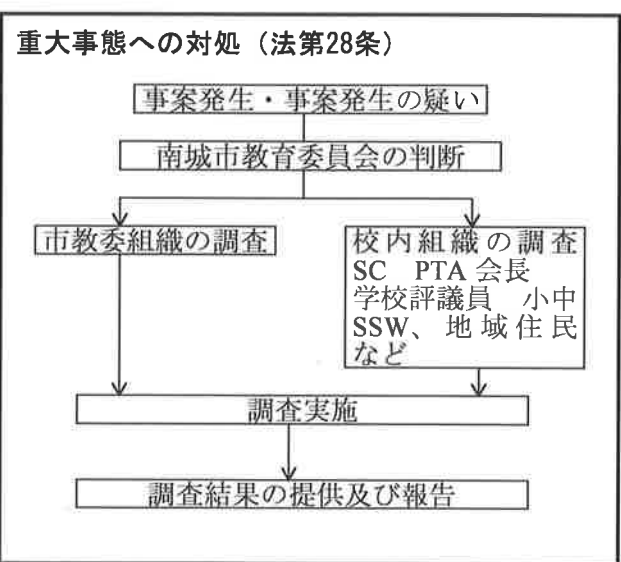


生徒指導委員会 (法第 22 条)
 開催日 毎月第1金曜
 基本構成員
 校長 教頭 教務
 全学級担任 (兼生徒指導主任・教育相談・人権教育担当) 養護教諭、地区教育相談員

校内組織との連携
 校務会 (三者会)
 学年会
 ケース会議



いじめの調査
 定期的な調査… QUテスト、学校評価、学校生活アンケート (5年間保存)
 臨時的な調査… いじめアンケート教育相談



授業改善を中核とした「わかる授業」の構築
 生徒指導三機能を生かした学級づくり
 ・自己決定の場を与える学級づくり
 ・自己存在感を与える学級づくり
 ・共感的人間関係を育む学級づくり

玉城小学校いじめ防止対策基本方針

(生徒指導リーフレット(文科省)、沖縄県いじめ対応マニュアル参考)

【基本方針】

- ① いじめの理解(基本的認識) いじめはどの子にも起こりうる。どの子も被害者にも加害者にもなり得ると言う事実を正しく理解する。
- ② いじめを許さない学校づくりに努め、いじめは「絶対に許されない行為」であることを児童に理解させる。
- ③ いじめの未然防止(未然防止の取組等)・早期発見(いじめの兆候を見逃さない)・いじめに対する措置(発見したいじめに対する対応)を確実にこなす。
- ④ 当該児童・当該保護者の立場に立ち、誠意ある対応を組織的に行う。
- ⑤ 保護者との連携、関係機関との連携を充分に図る。

【いじめの未然防止】

- ① いじめが起きにくい学校風土・学級風土をつくる。「いじめを生まない」という未然防止に日々努める。
- ② 児童生徒理解を深め、児童一人一人を大切にすると共に、日常的な関わりの中で教師と児童、児童と児童の信頼関係づくりや人間関係づくりに努める。
- ③ いじめ問題への指導方針等の情報については、日頃から家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得るように努める。
- ④ いじめている児童には、場合によっては出席停止の措置を含め毅然とした指導をする。
- ⑤ いじめられている児童には学校が「徹底して守り通す」という姿勢を日頃から示す。
- ⑥ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気付かないところでの陰湿ないじめが続いていることが少なくないことを認識し、継続して十分な注意を払い見守っていく。
- ⑦ 居場所づくりでいじめを減らす。
児童が安心できる自己存在感や充実感を感じられる場所を提供できる「授業づくり」や「集団づくり」に努める。

【いじめの早期発見】・・・いじめの兆候を見逃さない

- ① 毎月の児童いじめアンケート(なかよしアンケート)調査
 - ・被害者加害者の発見が目的ではない。いじめがどの程度おきているのかを定期的に把握し、いじめが起きにくくなるような取組を意図的・計画的に行って、評価改善に繋げる。
 - ・記入されたアンケートは、児童のつぶやきや用紙の欄外への殴り書き、裏面なども含め「見落としが無いよう」に充分気をつける。

②教育相談の充実（教育相談日・週間など）＊年間行事計画位置づけ

- ・児童と向き合う貴重な時間である。児童の声をしっかり聞き、その対応に努める。
児童・保護者からの情報提供・訴え（別紙に詳細あり）
- ・丁寧に、聞き取り、事実関係を確り把握する。
- ・全力で解決に向かうよう努める姿勢を示す。
- ・職員のいじめ問題の取組点検表（沖縄県いじめ対応マニュアル H23 年 3 月版）を定期的に実施し指導の振り返りを行う。

【ネット上でのいじめへの対応】＊掲示板等への誹謗中傷への対応

○ネットいじめの発見、児童生徒・保護者等からの相談



○書き込み内容の確認

- ・当該掲示板等のアドレスの確認と記録
- ・書き込み内容の保存（プリントアウト）＊携帯電話の場合は、画像をカメラで撮影する等。



○掲示板等の管理者に削除依頼

- ・管理者の連絡方法（メール）の確認
- ・利用規約などを確認の上、削除依頼を実施。
（削除依頼は学校等の公的な PC やメールアドレスを利用し、依頼者名などの個人情報記載しない。）



○掲示板等のプロバイダーに削除依頼

- ・管理者に削除依頼しても削除されない場合や管理者の連絡先が不明な場合などは掲示板サービスを提供しているプロバイダーへ削除依頼する。それでも削除されない場合は、「法務局」などに相談する。

【いじめに対する措置】

- ①「いじめは人間として絶対に許されない」というつよい認識にたち、毅然とした指導を行う。
- ②学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、役割連携を徹底する。
- ③いじめを認知した場合、被害者の立場に立った親身の指導を行う。学校のみで解決しようとするのではなく、保護者等の訴えに謙虚に耳を傾け関係者全員で取り組むと共に、市教委の指導助言を仰ぎ、連携して対処する。

- ④ 学校・家庭・地域，関係者が一体となって早期解決に向け全力で取り組む。
- ⑤ いじめの問題解決後も組織的な指導支援に努める。
- ⑥ 再発防止に全力で取り組む

【年間指導計画と評価】

- ① 人権週間（毎月第一週）・・・全体集会，校内放送，掲示物の配布
- ② 道徳の授業・・・・・・・・・・年間指導計画に基づき行う。
- ③ 教育相談週間・・・・・・・・・・年間3回実施（4～5日間）
- ④ 校内研修・・・・・・・・・・年間をとおして計画的・継続的に実施する。
（職員朝会・職員会議・全体研修など）
- ⑤ 情報モラルについての指導・・・年間指導計画へ位置づける
- ⑥ 児童いじめアンケート実施・・・毎月
- ⑦ いじめ問題の取組点検（教職員用・学校用）・・・年間2回（7月・12月）

玉城小学校いじめ防止のための校内体制

いじめを許さない学校づくり（未然防止）

- ① 児童生徒理解を深め、児童一人一人を大切にすると共に、日常的な関わりの中で教師と児童、児童と児童の信頼関係づくりや人間関係づくりに努める。
- ② いじめ問題への指導方針等の情報については、日頃から家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得るよう努める。
- ③ いじめている児童には、場合によっては出席停止の措置を含め毅然とした指導をする。
- ④ いじめられている児童には学校が「徹底して守り通す」という姿勢を日頃から示す。
- ⑤ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気付かないところでの陰湿ないじめが続いていることが少なくないことを認識し、継続して充分な注意を払い見守っていく。

観察・情報収集

- 日常的な観察 いじめチェック表の活用
- 定期的なアンケート調査 メモ日記の活用
- 教職員間の情報交換 保護者からの情報提供

保護者

- いじめの事実を正確に伝える
- 本人を絶対を守るという姿勢を示す。
- 学校のいじめ問題に対する真摯な姿勢を伝える。
- 信頼関係の構築、緊密な連絡体制

いじめられている児童生徒

- 愛着：つらさや悔しさを充分受け止め、安心感を与える。
- 安心：具体的な支援内容を示し、安心感を与える。
- 回復：人間関係の（交友関係）の確立。
- 成長：本人自身の自己理解を深め自立への支援を行う。 心理的ケアを充分行う。

観衆・傍観者等

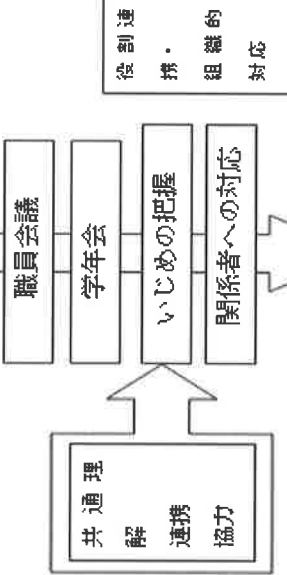
- グループ等への指導を行う。
- 学級全体への指導を行う。
- ・ 具体的事実のさつき話し合う。
- ・ いじめは絶対許されない行動であることに気付かせる。
- ・ 日頃から「人権意識」を育む取組
- 学年・学校全体で指導を行う。
- 「人権の日」の取組充実

校内いじめ防止対策委員会

- 校長 教頭 生徒指導 学年主任
- 養護教諭（教育相談） 関係教諭 等

【内容】

- ・ いじめ防止全体計画の作成
- ・ いじめ発見のための調査
- ・ 関係機関との連携
- ・ 保護者への対応
- ・ いじめ事案への対応や指導方針の協議



いじめ早期発見・早期対応

- ① いじめは人間として絶対に許されない」というつよい認識を、毅然とした指導を行う。
- ② 学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、役割連携を徹底する。
- ③ いじめを認知した場合被害者の立場に立った親身の指導を行う。
- ④ 学校のみで解決しようとするのではなく、保護者等の訴えに謙虚に耳を傾け関係者全員で取り組むと共に、市教委の指導助言を仰ぎ、連携して対応する。
- ⑤ 学校・家庭・地域、関係者が一体となって早期解決に向け全力で取り組む。
- ⑥ いじめの問題解決後も組織的な指導支援に努める。
- ⑦ 再発防止に全力で取り組む。

再発防止

- ・ 児童の心を育てる（生命尊重・人権尊重・思いやりの心等）
- ・ 教師の心・技を磨く・組織的対応力をつける

いじめている児童生徒

- 確認：いじめの事実関係、経緯、理由等を確認
- 傾聴：不満、不安等の訴えを充分に聴く。
- 内省：いじめられた子どもたちのつらさに気付かせる。
- 処遇：問題が帰結のための援助を行う。
- 回復：体験活動等を通して所属感を高める。
- 心理的ケアを行う。

保護者

- いじめの事実を正確に伝える。
- 保護者の心情（怒り・不安・自責の念）を解消する
- 被害者への謝罪の意義を伝える。
- 子どもたち直りに向けた具体的な助言を行い、協力を得る。

2024年度

いじめ防止リーフレット

『いじめ防止・早期発見・早期解決・再発防止のために』



保護者・地域の皆様へ

子どもたちのよりよい人間関係を築いていくためには、教職員と保護者の皆様が連携することが何より大切です。連携をしていく第一歩として、学校と保護者の皆様との共通理解を図っていくことが必要だと考えています。

この「『いじめ』防止リーフレット」は、玉城小学校の「いじめ防止・解決・再発防止」に向けた手だてを保護者・地域の皆様に少しでもわかりやすくお伝えしようと作成しました。

子どもたち一人一人が安心して学校生活を送れるようにしていくことは、学校と保護者・地域の皆様の共通の願いです。そのためには、学校はもとより、保護者・地域の皆様のご理解とご支援が大きな力になります。

このリーフレットが学校と保護者との共通理解を深め、手を取り合っけて子どもたちの健全育成を図っていく「礎」になればと願っています。学校・保護者・地域が手を取り合っけて「いじめのない玉城小学校」を共につくっていきましょう。

南城市立玉城小学校

1 「いじめ」についての定義（H25施行「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 「いじめ」の発生を未然に防ぐために・・・学校の取組の基本

- (1) 一人一人に応じた「わかる授業」づくりに努めます。
- (2) 児童をよく理解することに努め、学級経営や教育相談支援、道徳教育、人権教育の充実を図ります。
- (3) 児童が楽しく学ぶことをとおして、生き生きとした学校生活を送れるようにしていきます。

具体的には・・・

【学習指導】

確かな学力を向上させ、達成感、充実感をもたせるよう努めます。

【支持的風土のある学級経営】

児童相互・教師と児童の信頼関係を築き、どの子も認められ居場所のある学級づくりをめざします。

【教育相談支援・道徳教育・人権教育充実】

「思いやりの心」をはぐくむ取組を工夫します。

（心に響く道徳の授業、きまりを守る意識の育成、体験活動の充実、毎月第1週目「人権週間」の設定、「いじめ防止講話」など。）

【校内いじめ防止対策委員会の設置と開催】

いじめ防止・早期発見・早期対応・再発防止のため、校内職員・関係機関による委員会を設置し、組織的に対応します。

【校内研修の充実】

教職員全員が「いじめをしない、させない、見逃さない」という共通理解の下で児童の理解と支援にあたるよう研修を行います。

3 「いじめ」の早期発見・早期対応のための手だて

学校では・・・

【児童理解、実態把握の工夫】

- ・児童の行動、様子の観察
- ☆教室や校門での挨拶、健康観察、授業、休み時間、給食清掃、日記対話等をとおして児童理解を把握
- ・児童アンケート実施（毎月1回）
- ・教育相談の実施
 - ☆日々の相談、旬間設定
- ・教育相談員、スクールカウンセラー活用
- ・家庭との連携
 - ☆連絡ノート、電話、個人面談、学級保護者会など
- ・職員同士の情報共有と意見交換
 - ☆いじめ防止対策委員会・生徒指導部会、学年会、ケース支援会議、職員会議など

ご家庭でも・・・

【お子さんの様子への気づき】

- 頭痛や腹痛などを訴え、学校に行きたがらない。
- 元気がなかったり、いらいらすることが多く、投げやりな様子がある。
- 何かに悩んで困っている様子なのに、聞いても理由を言わない。（ふさぎ込む）
- よく寝付けない、チック症状などが急にでてきた。
- 原因のわからない傷や打撲の跡がある。
- 小さい子どもや小動物等に対し、攻撃的、暴力的な行動をとる。
- お金の使い方が気になるなど。

連絡・相談

連
携

気になる様子があれば、学校と家庭で連携を取り合います。

【 学校としての取組 】

- (1)いじめが発生したら学校の教職員・関係機関でチームを組んで対応します。
- (2)聞き取りや行動観察を行います。すぐにはっきりしない場合は、一週間ほど継続観察します。→周りの児童からの情報や、気になる点などを把握します。
- (3)いじめられた児童やいじめた児童、並びに保護者に事実経過、学校の今後の取組などを説明し共に解決策を探ります。
- (4)いじめられた児童のケアやいじめた児童の支援・指導、再発防止の取組を行います。

4 「いじめ」に対する基本的な対応

- (1) 「人をいじめることは人間として絶対に許されない」という毅然とした態度で指導に当たります。
- (2) いじめられた児童には「私一人ではない、先生や友達が守ってくれる」という安心感をもたせることを第一とし、苦しかった気持ちを共感的に受け止めながら丁寧に事実関係を聞き取ります。
- (3) いじめた児童には本人の人格を否定しないよう配慮しつつ言い分を十分に聞いた上で、自ら行ったいじめ行為について向き合わせるようにし、いじめられた児童の辛く苦しい気持ちに気づかせる指導を行います。
- (4) 間接的にいじめに加わった児童には、傍観やはやし立てる行為はいじめられた児童にとっていじめた行為と同じか、場合によってはそれ以上に辛く悲しい思いをさせることについて理解できるように指導します。
- (5) いじめの事実関係についていじめられた児童・いじめた児童双方の言い分に違いがあれば、再度十分な聞き取りを行います
- (6) 事実関係が整理できたら、いじめられた児童の保護者と いじめた児童の保護者に説明します。
- (7) いじめられた児童・保護者に対しては、事実経過を説明すると共に、学校として今後の解決に向けた取組の具体策を伝えます。
- (8) いじめた児童には、きちんといじめ行為を振り返らせた上で、「なにがいけなかったのか」「今後どのように改善していくのか」をいじめられた児童に伝える場をもちます。
- (9) いじめられた児童が安心して学校生活を送れているか定期的に聞く場をもち、見守り支援続けます。
- (10) いじめた児童に対しては、「思いやりの心」がよい人間関係づくりをはぐくむことを理解させるように努め、目標をもって充実した学校生活を送れるように保護者と連携した支援を行っていきます。



5 おわりに

子どもたちのよりよい人間関係を保護者・地域の皆様と築いていくことができるように、この「いじめ防止リーフレット」は今後とも見直しを行い、いじめのない、安心して安全な学校づくりに努めていきたいと考えています。保護者・地域の皆様のご理解とご支援をよろしくお願いいたします。